

2002年3月18日

(社)日本ハンググライディング連盟  
会長 朝日 和博 殿

安全性委員会委員長 城 涼一

JHF 発第02 - 035 - 1 平成14年3月12日「1,997年高山ホルンバレーカップにおける事故調査について」への回答

以下平成14年3月12付けで貴殿より頂きました、「1,997年高山ホルンバレーカップにおける事故調査について」の書簡により、当該事故の調査関連業務の継続の辞意を確認された事に対して、安全性委員会として回答いたします。

当委員会においては、1997高山ホルンバレーカップにおける事故調査関連業務の辞意を表明する事はいたしません。

以下3点に渡ってその理由を述べます。

#### 1 諮問について

当委員会はJHF発第01-085号、JHF発第01-116号により事故調査の諮問をうけておりますが、諮問という用語には、定款・規約上の規定はなく、特別な根拠はありません。

従って今回のこの二つの諮問は、単なる過去の事故調査報告書の見直しのきっかけにすぎません。

#### 2 事故調査の根拠

安全性委員会は連盟定款第4条（事業）、同第44条（委員会）、運営規約第15条（委員会の設置）、委員会設置規定第6条（委員会の新設及び改廃）、同第16条（委員の義務）、安全性委員会運営規定第2条（目的）、同第3条（事業）にもとづき事故調査を行いません。

事故の調査は過去のもの、現在のものの区別はありません。

従って過去の事故調査報告を読み直した結果として、再調査が必要か否かの判断は委員会が行なうものであります。

#### 3 1997高山ホルンバレーカップ事故調査関連業務の辞意について

上記1と2により、当委員会が行なう事故の再調査の判断及び実施の根拠には、諮問はなんの影響をも及ぼす事はできません。

従って当委員会は、JHF発第02-035-1に於いて辞意の有無を確認された、当委員会が行なっている1997高山ホルンバレーカップ事故調査関連業務の実施の辞意を表明する必要を認める事はできません。

#### その他

委員会設置規定16条（委員の義務）に基づき、当該事故調査関連業務を理事会が新たに組織する特別プロジェクトチームに移管する事については、別途抗議の意思を表明いたします。